

平成23年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果について

食品衛生法第24条第1項の規定により定めた平成23年度奈良県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施結果について下記のとおり概要を取りまとめましたので公表します。

1 監視指導体制及び監視指導対象施設について

食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員、と畜場法第19条第1項に規定すると畜検査員及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第39条第1項に規定する食鳥検査員の任命・指定状況については、表1のとおりです。また、食品に係る試験検査体制の状況及び各保健所別監視指導対象施設の状況については、表2及び表3のとおりです。

表1 食品衛生監視員・と畜検査員・食鳥検査員の配置状況

実施機関	担当課	担当係	食品衛生監視員	食鳥検査員	と畜検査員
郡山保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫衛生係	9名 (内5名兼務)	3名 (兼務)	3名 (兼務)
葛城保健所	衛生課	食品衛生係 獣疫生活衛生係	8名 (内4名兼務)	2名 (兼務)	2名 (兼務)
桜井保健所	衛生課	食品・生活衛生係	13名 (内10名兼務)	7名 (兼務)	7名 (兼務)
吉野保健所	衛生課	食品・獣疫生活衛生係	5名 (内4名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
内吉野保健所	地域生活課	衛生係	4名 (内3名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
保健所			39名 (内26名兼務)	14名 (兼務)	14名 (兼務)
食品衛生検査所	市場食品検査課	市場食品検査係	4名 (内1名兼務)	1名 (兼務)	1名 (兼務)
	食肉検査課	第一係 第二係	10名 (兼務)	10名 (兼務)	10名 (兼務)

表2 食品に係る試験検査体制の状況

実施機関	担当課等	試験検査の実施内容
保健環境研究センター	食品化学チーム 生活化学チーム	食品添加物、残留農薬・動物用医薬品等の理化学検査等
	ウイルスチーム 細菌チーム	ウイルス、食中毒菌等の微生物検査等
食品衛生検査所	食肉検査課	食肉中の微生物及び動物用医薬品の検査等
	市場食品検査課	食品添加物等の理化学検査及び食中毒菌等の微生物検査等
桜井保健所	検査課	食中毒菌等の微生物検査等

表3 各保健所別監視指導対象施設の状況

実施機関	食品衛生法関係	施設数	食鳥処理法関係	施設数
郡山保健所	許可	4,974	(内小規模認定)	4
	届出	4,740		(3)
葛城保健所	許可	3,627	(内小規模認定)	7
	届出	2,490		(7)
桜井保健所	許可	4,675	(内小規模認定)	9
	届出	4,989		(9)
吉野保健所	許可	1,265	(内小規模認定)	2
	届出	1,547		(2)
内吉野保健所	許可	897	(内小規模認定)	2
	届出	1,054		(2)
合計	許可	15,438	(内小規模認定)	24
	届出	14,820		(23)

(ただし、休止施設を除く)

2 監視指導結果について

(1) 食品等事業者に対する監視指導の実施状況

食品衛生法第30条第2項の規定に基づき表3の対象施設（許可施設：15, 438施設、届出施設：14, 820施設）に対する立入検査の実施状況は、表4-1及び表4-2のとおりです。

表4-1 許可を要する施設に対する監視指導の状況

業 種		監視回数(回/年) A	施設 B	監視数 C	監視率(%) C/(A×B)×100
法違反等行政処分施設 平成23年度 食中毒の発生施設		3.0	5	9	60.0
その他、行政処分等を受けた施設		3.0	2	8	133.3
大規模広域流通食品製造・加工施設及び大規模流通施設		3.0	44	123	93.2
飲食店のうちふぐの取扱い施設		1.0	185	163	88.1
許 可 を 要 す る も の	飲 食 店				
	一般食堂・レストラン等	1.0	3,744	2,791	74.5
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	26	16	20.5
	仕出し屋・弁当屋	2.0	724	1,000	69.1
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	24	27	37.5
	旅館・ホテル（食品等提供しない施設を除く）	2.0	291	337	57.9
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	3.0	4	6	50.0
	〃 (食品等提供しない施設)	0.2	3	0	0.0
	簡易宿所（食品等提供しない施設を除く）	1.0	100	129	129.0
	その他	0.2	2,922	2,594	443.9
	《簡易》飲食店（自動販売機を除く）	0.2	191	65	170.2
	〃 (自動販売機)	0.2	834	207	124.1
	菓子（パンを含む）製造業	1.0	1,118	1,169	104.6
	菓子（パンを含む）製造業（小分け包装のみの製造に限る）	0.2	31	9	145.2
	《簡易》菓子製造業	0.2	77	19	123.4
	乳処理業	2.0	1	3	150.0
	乳製品製造業	2.0	4	6	75.0
	集乳業	1.0	1	0	0.0
	魚介類販売業	1.0	504	1,723	341.9
	〃 (調理加工を行わない魚介類の販売に限る)	0.2	388	160	206.2
	魚介類せり売り営業	0.2	2	155	38,750.0
	魚肉ねり製品製造業	2.0	9	21	116.7
	食品の冷凍又は冷蔵業	1.0	29	49	169.0
	かん詰又はびん詰食品製造業	1.0	40	24	60.0
	喫茶店営業	0.2	93	82	440.9
	《簡易》喫茶店営業（自動販売機を除く）	0.2	33	16	242.4
	〃 (自動販売機)	0.2	605	160	132.2
	あん類製造業	1.0	7	9	128.6
	アイスクリーム類製造業	1.0	22	38	172.7
	〃 (ソフトクリームメーカーによる営業に限る)	0.2	85	168	988.2
	〃 (HACCP施設)	3.0	2	13	216.7
	乳類販売業	0.2	1,675	1,167	348.4
	食肉処理業	2.0	55	124	112.7
	食肉販売業	1.0	418	1,119	267.7
	〃 (調理加工を行わない包装食肉のみの販売に限る)	0.2	567	238	209.9
	食肉製品製造業	2.0	12	20	83.3
	食用油脂製造業	1.0	2	2	100.0
	みそ製造業	1.0	48	30	62.5
	醤油製造業	1.0	24	28	116.7
	ソース類製造業	1.0	9	9	100.0
	酒類製造業	1.0	37	22	59.5
	豆腐製造業（包装豆腐（充填豆腐）の製造施設に限る）	2.0	5	15	150.0
	〃	1.0	73	38	52.1
	納豆製造業	1.0	1	0	0.0
	めん類製造業	1.0	136	90	66.2
	〃 (小分け包装のみの製造に限る)	0.2	34	8	117.6
	そうざい製造業	1.0	172	471	273.8
添加物（法第11条第1項）製造業	2.0	17	16	47.1	
清涼飲料水製造業	2.0	34	40	58.8	
冰雪製造業	0.2	2	4	1,000.0	
冰雪販売業	0.2	13	4	153.8	
移 動 業 種	飲食店	0.2	86	15	87.2
	菓子製造業	0.2	24	7	145.8
	魚介類販売業	0.2	51	9	88.2
	喫茶店営業	0.2	2	0	0.0
	乳類販売業	0.2	6	0	0.0
	食肉販売業	0.2	19	4	105.3
	アイスクリーム製造業	0.2	2	0	0.0
計			15,438	14,476	137.8

表4-2 許可を要しない施設に対する監視指導の状況

業種	監視回数(回/年)	施設	監視数	監視率 ^(%)
	A	B	C	C/(A×B)×100
許可を要しないもの	学校	85	15	17.6
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	57	13	11.4
	病院・診療所	70	33	47.1
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	10	7	35.0
	事業所	107	1	0.9
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	2	0	0.0
	その他	655	140	21.4
	〃 (1回300食以上又は1日750食以上)	8	4	25.0
	乳搾取業	149	0	0.0
	GPセンター	4	2	50.0
	食品製造業	1,059	239	112.8
	野菜果物販売業	2,242	1,372	306.0
	そうざい販売業	1,210	942	389.3
	菓子(パンを含む)販売業	3,317	1,215	183.1
	食品販売業(上記以外)	5,356	1,674	156.3
	添加物(法第11条第1項を除く)の製造業	2	4	1000.0
	添加物の販売業	195	4	10.3
	氷雪採取業	0	0	-
	器具・容器包装・おもちゃの製造・販売業	292	88	150.7
	計	14,820	5,753	145.3

(2) と畜検査の実施状況
 と畜場法第14条の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査の実施状況については、表5のとおりです。

表5 と畜検査の実施状況

年度	種類	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊	合計
		肉用	乳用	小計						
平成23年度	検査頭数	2,135	518	2,653	1	3	7,795	4	0	10,456
	処分状況	とさつ解体禁止			0	0	0	0	0	0
		全部廃棄			0	0	29	0	0	46
		一部廃棄			1	3	7,187	2	0	9,209
	全部合格			0	0	579	2	0	1,201	

※「とく」とは、「生後1歳未満の子牛」であり、「めん羊」とは、「ヒツジ」である。

(3) BSEスクリーニング検査の実施状況
 牛海綿状脳症対策特別措置法第7条の規定に基づくと畜場における牛海綿状脳症(BSE)の検査及びと畜場法施行規則に基づくめん羊及び山羊に係る伝達生海綿状脳症(TSE)の検査の実施状況については、表6-1及び表6-2のとおりです。

表6-1 BSEスクリーニング検査の実施状況

		生後30ヶ月未満		合計	
		生後30ヶ月以上	生後30ヶ月未満 生後21ヶ月以上		生後21ヶ月未満
平成23年度	検査頭数	2,073	547	34	2,654
	BSE陽性	0	0	0	0
	BSE陰性	2,073	547	34	2,654

※BSE陽性の確認試験は国が実施

表6-2 T S Eスクリーニング検査（12ヶ月齢以上）の実施状況

	めん羊	山 羊
T S E陽性	0	0
T S E陰性	4	0

（平成17年10月1日から法改正により検査開始）

(4) 食鳥検査の実施状況

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定に基づく食鳥検査の実施状況については、表7のとおりです。

表7 食鳥検査の実施状況

種類		ブロイラー（特殊鶏）	成 鶏
平成 23 年度	検査羽数	10,519	386,359
	処分状況		
	解体禁止	1	998
	全部廃棄	0	2,707
	一部廃棄	0	842

※大規模食鳥処理施設における検査数

(5) 食品等の収去検査の実施状況

食品衛生法第28条の規定に基づき実施した収去検査の実施状況については、表8のとおりです。

表8 収去検査の実施状況

食品等分類	予定数	検査区分	保健所収去				市場収去			
			検体	不適検体	項目	不適項目	検体	不適検体	項目	不適項目
弁当・そうざい等 (給食施設の提供食品含む)	191	使用基準	151	10	0	0	43	10	0	0
		県指導基準			453	10			129	12
		その他			22	1			88	1
漬物	9	使用基準	0	0	0	0	9	0	6	0
		衛生規範			0	0			0	0
		その他			0	0			36	0
食鳥肉・食肉製品等	18	成分規格	12	5	43	0	2	0	0	0
		使用基準			0	0			0	0
		その他			30	10			14	0
魚介類等	115	成分規格	11	0	0	0	110	0	59	0
		使用基準			5	0			24	0
		暫定的規制値			0	0			8	0
		県指導基準			0	0			0	0
		その他			0	0			448	0
清涼飲料水	6	成分規格	5	0	25	0	0	0	0	0
		使用基準			10	0			0	0
氷菓・アイスクリーム類等	12	成分規格	11	0	24	0	0	0	0	0
		その他			8	1			0	0
乳及び乳製品	2	成分規格	2	0	6	0	0	0	0	0
		使用基準			2	0			0	0
豆腐類	26	県指導基準	18	4	29	4	7	1	14	1
		その他			10	0			14	0
冷凍食品	7	成分規格	7	0	21	0	0	0	0	0
		その他			0	0			0	0
めん類	32	成分規格	10	2	0	0	21	1	0	0
		使用基準			6	0			0	0
		衛生規範			26	0			63	1
		県指導基準			0	0			0	0
		その他			0	0			21	0
菓子類	40	使用基準	39	8	27	0	1	0	3	0
		衛生規範			48	4			0	0
		指導要領			8	0			0	0
		県指導基準			51	4			3	0
		成分規格			2	0			0	0
		その他			0	0			1	0
青果類	95	成分規格	89	0	10,324	0	54	0	6264	0
		使用基準			8	0			8	0
野菜・果実加工品	10	成分規格	8	0	232	0	8	0	0	0
		使用基準			0	0			10	0
		県指導基準			18	0			24	0
		その他			12	0			8	0
卵(液卵を含む)	13	成分規格	4	0	24	0	10	0	3	0
		指導要領			0	0			3	0
		その他			12	0			9	0
食品添加物・調味料・みそ等	4	成分規格	4	0	0	0	2	0	0	0
		使用基準			21	0			10	0
		その他			0	0			16	0
輸入食品	62	成分規格	60	0	2,774	0	0	0	0	0
		使用基準			40	0			0	0
栄養機能食品	1	規格基準	1	0	1	0	0	0	0	0
アレルギー物質	7	その他	7	0	7	0	0	0	0	0
遺伝子組換え食品	9	その他	9	0	9	0	0	0	0	0
ふきとり検査(設備器具等)	225	その他	0	0	0	0	201	0	603	0
合計	884		448	29	14,338	34	468	12	7,889	15

(検査区分)

成分規格と使用基準：食品衛生法第11条により、厚生労働大臣により定められたもの。成分規格と使用基準について、合わないものを販売等してはならないとされている。

規格基準：規格基準型の保健機能食品である栄養機能食品がその規格を満たしているかの検査。

※以上が適合しない場合は、法違反となります。

暫定的規制値：食品衛生法には、成分規格等定められていないが、通知等により規制値を定められている項目。(食品中のPCB、魚介類の水銀)

衛生規範、指導要領：食品衛生法には、成分規格等定められていない食品について、製品の要件として通知されている項目。

県指導要領：食品衛生法には基準のない食品について、奈良県独自で「食品衛生法で規格基準のない食品等の指導要領」を定め、指導している項目。(衛生規範で通知されているものを、県独自に基準を厳しく設定しているものもある。)

その他：上記に定められた項目以外にも検査を行い、業者指導の一つとしている。

- (6) 農産物等モニタリング検査について
奈良県産の農産物等を対象として残留有害物質モニタリング検査の実施状況については、表9のとおりです。

表9 農産物等モニタリング検査の実施状況

食品等分類	検査区分	保健所収去				
		検体	不適検体	項目	不適項目	
いちご	成分規格 (残留農薬)	8	0	928	0	
うめ		5	0	580	0	
おくら		3	0	348	0	
かき		11	0	1276	0	
かぼちゃ		1	0	116	0	
かんしょ		5	0	580	0	
キャベツ		2	0	232	0	
キウイ		1	0	116	0	
きゅうり		1	0	116	0	
きょうな(みずな)		1	0	116	0	
ごぼう		1	0	116	0	
こまつな		2	0	232	0	
さといも(葉柄)(ズイキ)		1	0	116	0	
さといも類		4	0	464	0	
しろうり		1	0	116	0	
その他あぶらな科野菜		5	0	580	0	
その他のいも類		1	0	116	0	
だいこん類の葉		1	0	116	0	
たまねぎ		2	0	232	0	
トマト		2	0	232	0	
なす		11	0	1276	0	
ねぎ		3	0	348	0	
はくさい		1	0	116	0	
ブルーベリー		1	0	116	0	
やまいも		2	0	232	0	
計			76	0	8932	0

116農薬について、一斉分析を行った。

- (7) 不良食品の発生状況について
食品衛生法第6条、第11条、第19条及び第20条の規定による不良食品の発生状況については、表10のとおりです。

表10 不良食品の発生状況

食品分類等	第6条				第11条				第19条	表示違反	その他	計
	腐敗 変敗	有毒 有害	微生物	異物 混入	成分 規格	製造 基準	保存 基準	添加 物 使用	表示 違反	食衛法・ 健康増進法 ・JAS法	有症 苦情 等	
1 菓子類				7				1	3	1	2	14
2 乳及び乳製品											1	1
3 食肉及び食肉製品			1	1							3	5
4 魚介類及びその加工品				1	1						2	4
5 冷凍食品									1			1
6 清涼飲料水												
7 調味料類				1							1	2
8 豆腐及びその加工品												
9 めん類	1			3					2	1	1	8
10 惣菜及びその半製品				1							3	4
11 漬物											1	1
12 鯨肉製品												
13 弁当	1			2					2		1	6
14 果実・野菜及び茶					2			3				5
15 その他の製品				3					4		8	15
食品添加物及びその製剤												
器具及び容器包装					1							1
合計	2		1	19	4			4	12	2	23	67

(8) 一斉取締りの実施について

ア 厚生労働省が示す方針を踏まえて行った、食品、添加物の食品一斉取締り（夏期、年末）として、施設に対する監視、食品の検査を行いました。結果については表11のとおりです。

		夏期	年末
許可施設	平成23年度末現在施設数	15,438	
	立入検査延べ施設数	2,798	1,361
	施設基準違反	0	0
	管理運営基準違反	14	5
	製造基準違反	0	1
	表示基準違反	0	1
届出施設	平成23年度末現在施設数	14,820	
	立入検査延べ施設数	1,206	590
	施設不備	0	0
	食品取扱不良	14	6
	表示基準違反	11	7
食品の検査	検査件数	144	44
	腐敗・変敗等（第6条違反）	0	0
	成分規格違反（第11条違反）	0	0
	表示違反（第19条違反）	0	0
	要領等に基づく違反	6	2

イ 奈良県下5カ所の保健所（葛城、桜井、郡山、吉野、内吉野）の食品衛生監視員により、観光地を中心に食品衛生許可施設1,040施設、届出施設233施設に対して立ち入り調査を行いました。結果については表12のとおりです。

	許可施設への立入数	届出施設への立入数	施設指導件数	表示違反発見数
4月	35	0		
5月	255	40		
6月	86	24		
7月	151	81		
8月	19	14		
9月	114	25		
10月				
11月	150	14		
12月				
1月				
2月				
3月	230	35		
合計	1,040	233	0	0

3 食中毒の発生状況について

平成23年度の県内（奈良市を含む）食中毒発生状況の概要は、表13のとおりです。また、食中毒関連調査として実施した細菌・ウイルス検査の実施状況は、表14のとおりです。

表13 食中毒の発生状況

No.	発生月日	保健所	原因施設	摂食者数	患者数	原因物質	事後措置
1	4/7	奈良市	飲食店	132	60	カンピロバクター	4日間営業禁止
2	5/23	奈良市	飲食店（居酒屋）	25	11	カンピロバクター	2日間営業停止
3	9/12	桜井	飲食店	31	18	カンピロバクター	2日間営業停止
4	10/1	奈良市	飲食店	20	14	グレア・セプトンクター	2日間営業停止
5	10/25	桜井	家庭	1	1	植物性自然毒	
6	12/8	桜井	飲食店	474	164	ノロウイルス	4日間営業停止
7	3/21	奈良市	飲食店	36	23	ノロウイルス	2日間営業停止
合計		7件（県：3件、市：4件）		719	291		

表14 食中毒関連調査における細菌・ウイルス検査の実施状況

月	検体数					検体数 合計	検査 項目数	食中毒原因菌等
	郡山 ^{HC}	葛城 ^{HC}	桜井 ^{HC}	吉野 ^{HC}	内吉野 ^{HC}			
4月	48	0	40	1	0	89	266	サポウイルス、ノロウイルス、 ウエルシュ菌、カンピロバクター
5月	8	1	0	0	0	9	23	
6月	6	0	1	0	0	7	47	ノロウイルス、カンピロバクター
7月	15	0	5	0	0	20	97	カンピロバクター、黄色ブドウ球菌
8月	20	0	11	0	0	31	172	ノロウイルス、サルモネラ
9月	12	0	47	1	1	61	243	ノロウイルス、 クドア セプトテンプレクタータ
10月	3	0	0	0	0	3	27	
11月	2	0	0	0	0	2	10	ノロウイルス
12月	6	2	31	0	0	39	55	ノロウイルス
1月	26	0	16	0	0	42	191	ノロウイルス
2月	2	0	26	0	0	28	124	ノロウイルス
3月	21	0	12	0	0	33	131	ノロウイルス
合計	169	3	189	2	1	364	1,386	

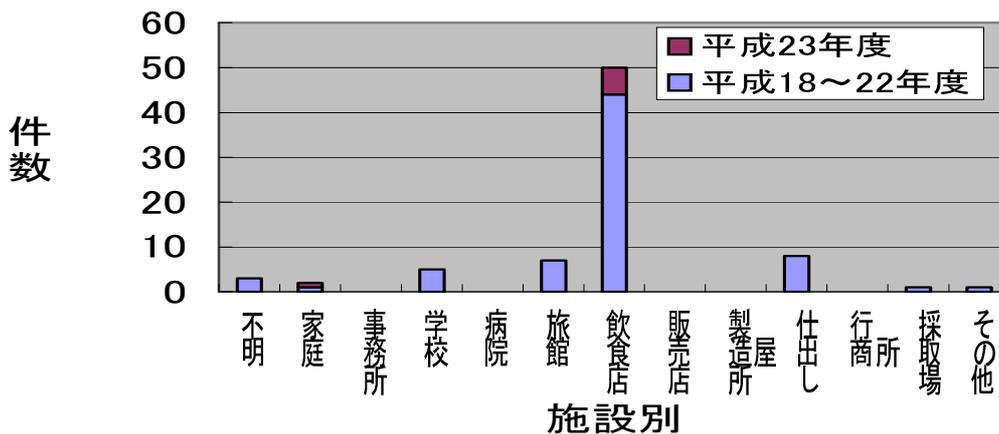
※食品、拭き取り及び検便等を含む。また、県外からの調査依頼分を含む。

(参考)

食中毒（施設別）の発生状況（過去5年及び23年度）

施設	不明	家庭	事務所	学校	病院	旅館	飲食店	販売店	製造所	仕出し屋	行商	採取場所	その他	合計
平成18～22年度	3	1	0	5	0	7	44	0	0	8	0	1	1	70
平成23年度	0	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	7

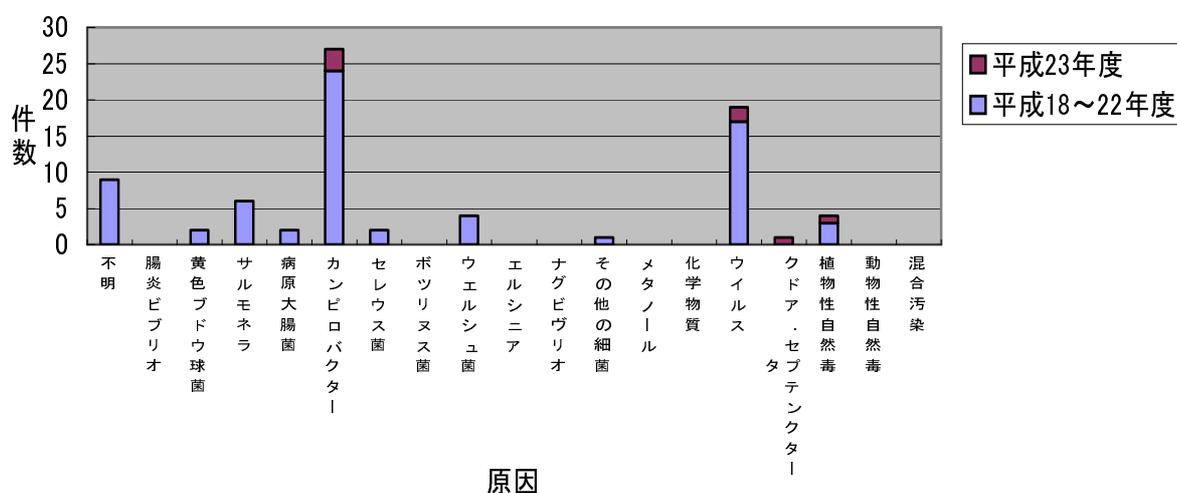
※奈良市を含む



食中毒（原因物質別）の発生状況（過去5年及び23年度）

原因	不明	腸炎ビブリオ	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	病原大腸菌	カンピロバクター	セレウス菌	ボツリヌス菌	ウエルシユ菌	エルシニア	ナグビヴリオ	その他の細菌	メタノール	化学物質	ウイルス	クドア・セブテンクター	植物性自然毒	動物性自然毒	混合汚染	合計
平成18～22年度	9	0	2	6	2	24	2	0	4	0	0	1	0	0	17	0	3	0	0	70
平成23年度	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	7

※奈良市を含む



4 食品衛生に係る講習会等の開催状況について

食品衛生法第3条第1項において、食品等事業者自らが、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得等が求められていることを踏まえ、各保健所が実施した各種講習会の開催状況については、表15のとおりです。また、食品衛生責任者の養成状況については、表16のとおりです。

表15 食品衛生に係る講習会の開催状況

講習内容	対象者別	開催数	参加人数
①食中毒の予防対策について ②食品衛生について ③食品表示について ④食品添加物について ⑤健康食品について ⑥食の安全・安心について ⑦衛生課の業務等について ⑧食品衛生責任者講習会	消費者	13	642
	事業者・給食関係者等	70	3,631
	学 生	15	779
合 計		98	5,052

表16 食品衛生責任者の養成状況（認定者含む。）

実施管内	受講者数	延べ受講者数	認証者数	延べ認証者数
	H23. 4. 1～H24. 3. 31		H23. 4. 1～H24. 3. 31	
郡山保健所管内	317	7,986	79	1,454
葛城保健所管内	217	8,638	3	1,090
桜井保健所管内	237	10,492	42	1,241
吉野保健所管内	32	2,184	25	248
内吉野保健所管内	0	1,590	2	182
奈良市保健所管内	240	16,013	24	2,139
合 計	1,043	46,903	175	6,354

5 食品関連の相談状況について

奈良県消費生活センター、消費生活センター中南和相談所及び各保健所の食の安全相談窓口寄せられた食品関連の相談状況は、表17-1 のとおりで食品分類別状況は、表17-2のとおりです。

表17-1 食品関連の相談状況

年 月	消費生活センター及び 中南和相談所	各保健所 食の安全相談窓口
平成23年 4月	25件	22件
平成23年 5月	17件	23件
平成23年 6月	21件	34件
平成23年 7月	31件	24件
平成23年 8月	22件	24件
平成23年 9月	29件	15件
平成23年 10月	19件	17件
平成23年 11月	19件	19件
平成23年 12月	33件	10件
平成24年 1月	26件	9件
平成24年 2月	17件	13件
平成24年 3月	21件	11件
計	280件	221件
合計	501件	

表17-2 食品分類別相談状況

分類コード	食品分類	相談件数	分類コード	食品分類	相談件数
B 10	食料品一般	57	B 32	菓子類	39
B 21	穀類	36	B 33	飲料	38
B 22	魚介類	50	B 34	酒類	6
B 23	肉類	43	B 40	調理食品	32
B 24	乳卵類	16	B 51	健康食品	85
B 25	野菜・海草	42	B 52	食料品その他	39
B 26	油脂・調味料	9	その他		0
B 31	果物	9	合 計 (件 数)		501

6 表彰の実施状況について

衛生管理状況が一定水準以上である優良な施設等について、各保健所が実施した表彰の実績は、表18のとおりです。

表18 表彰の実施状況

表彰区分		表彰実績（保健所管轄別）						計
		郡山	葛城	桜井	吉野	内吉野	奈良市	
厚生労働大臣表彰	食品衛生優良施設		1					1
	食品衛生功労		1	1			1	3
	調理師関係功労		1		1			2
知事表彰	食品衛生優良施設	1	2			1		4
	食品衛生功労	4	4	3	2	1	2	16
	調理師関係功労			1			1	2
合 計		5	8	4	2	2	3	28

7 食品衛生指導員による食品衛生巡回指導実施状況について

社団法人奈良県食品衛生協会の事業として実施した食品衛生指導員による自主的衛生管理の向上を目的とした巡回指導及び助言指導の実施状況は、表19のとおりです。

表19 食品衛生指導員の巡回指導実施状況

管 内		郡 山 保健所	葛 城 保健所	桜 井 保健所	吉 野 保健所	内吉野 保健所	奈良市 保健所	計
平成 23 年度	食品衛生指導員数	150	82	100	62	40	40	474
	活動食品衛生指導員数	150	82	93	61	40	37	463
	活動延日数	2,669	2,319	2,697	1,767	1,108	632	11,192
	指導施設数	10,362	5,490	5,814	3,911	2,999	2,241	30,817